

通 知
平成 2 2 年 6 月 2 5 日

津山市水道局工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市水道事業管理者

平成 2 2 年 7 月からの入札参加資格登録及び今後の入札・契約について（通知）

平成 2 2 年 4 月に提出された「平成 2 2 年度津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書」について、参加資格審査要綱に基づく審査の結果、別紙のとおり登録することとしたので通知する。

なお、入札・契約等に関する今後の取扱いについての注意事項は、下記のとおりである。

記

- 1 「平成 2 2 年度津山市水道局工事等一般競争(指名競争)入札参加資格審査結果通知書」別紙

- 2 指名通知等について

従来、郵便はがき及び電子メールにより行っていた指名通知は、今後は電子メールのみとし、郵便はがきによる通知は行わないので、平素から、電子メールの確認に努められたい。

その他、入札・契約に関する取扱いの変更や業者全般あての通知・お知らせについては、水道局ホームページでお知らせするので、確認に努められたい。

[津山市水道局ホームページ](http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/21,1647,162,html)

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/21,1647,162,html>

[津山市契約監理室ホームページ（参照：入札制度等準用）](http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html)

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html>

- 3 経営規模等評価結果通知書の写しの提出不要について

従来、経営事項審査受審のたびに提出を求めていたが、インターネットによるデータ取得の環境が整ったため、7月1日以降は、入札参加資格申請時以外の提出は不要とする。なお、有効期限が切れた場合は指名を保留するので、早期受審に努められたい。

- 4 最低制限率の変更について

従来、税抜予定価格7千万円未満の工事については、80.1%～85.0%の50通りから電子くじにより選ばれた率を予定価格に乗じた金額をもって、最低制限価格としていたが、これを83.1%～88.0%の50通りに変更する。

- 5 落札可能届の提出について

電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、落札可能届を提出しなければならない。詳細は、市契約監理室ホームページ中の「津山市電子入札実施要領」を確認されたい。

6 入札参加資格に関する格付けの有効期間について

今回から指名願い受付を2年ごととする。

従って、今回の入札参加資格に関する格付けの有効期間は、平成22年7月1日から平成24年6月30日とする。

ただし、新規の指名願いについては、毎年4月1日から4月20日の間、申請を受け付ける。詳しくは、2月中旬以降に水道局ホームページで公表するので確認のこと。

7 指名願いの変更手続き等について

今回受け付けた指名願いは、2年間有効なため、添付資料や記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出されたい。

特に、技術者の資格や従業員の異動について未届けのため、契約時の配置技術者が認められないなど、契約等に支障が起こることのないよう、十分注意されたい。

また、指名願の受付は、2年ごとであっても納税証明書等毎年提出を必要とする書類があるので、注意すること。詳しくは、2月中旬以降に水道局ホームページで公表するので確認のこと。

8 建設工事等級格付けの見直しについて

平成20年4月からの経営事項審査制度の改正に伴い、入札参加資格に関する格付けをするための点数区分について、見直しを行った。

詳細は、水道局ホームページに掲載するので、確認されたい。

9 等級格付けにおける主観点の見直しについて

地域貢献度を評価するなかで、津山市との防災協定を締結しているものについて、5点を加算する。

次の から については、次回（平成24年度）の等級格付けから主観点に採用することを検討するので、ご承知されたい。

工事成績による点数

- ・過去2年間の工事成績に応じて加減するもの
(-20点~20点の範囲を想定している。)

消防団協力事業所

- ・地域の防災力を高めるといふ消防団協力事業所表示制度の主旨を踏まえ、防災協定締結と同様に加算するもの

指名停止等行政処分

- ・過去2年間の処分について、減点するもの
(-30点~-10点程度を想定している。)

防災協定(応急給水協力)による点数

- ・水道局独自の防災協定(応急給水協力)を締結しているものについて加算するもの(5点程度を想定している。)

10 改訂期日

特段の定めのない限り、平成22年7月1日から適用する。

担当	津山市水道局業務課
電話	32-2104(直)
内線	3523